

特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 (令和4年度集落活動センターであいの里蜷川プレハブ冷蔵庫整備設計監理委託業務)
本業務は、建築主体・設備一括工事 の設計及び監理委託業務である。

2. 計画施設概要

- (1) 名称 (集落活動センターであいの里蜷川)
- (2) 場所 (黒潮町蜷川)
- (3) 構造・規模 (木造建 延床面積10㎡程度増築)

3. 設計と条件

- (1) 設計委託料算定用概算工事費(消費税相当額を除く)
設計委託料算定用概算工事費(1戸あたり)

・建築主体工事	5,700	千円
・電気設備工事		千円
・機械設備工事		千円
- (2) 予定工期 (令和4年8月1日 ~ 令和4年10月31日)
- (3) 設計コンセプト
 - ・ 蜷川地区特産のミョウガを使用した甘酢漬けの商品をストックするための冷蔵施設を増設する
- (4) その他の条件(基本的な考え方)
 - ・ 集落活動センター事業の担当者及び関係者と冷蔵能力等、協議のうえ、設計すること
 - ・ 延べ床面積が10㎡未満の増築となるように計画すること
 - ・

II 業務仕様(共通)

契約書の規定による「共通仕様書」は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築設計業務委託共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)とする。

1. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は建築士法(昭和25年法律第202号)による一級または二級建築士とする。

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- b. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- d. 提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- e. 現場並びに周囲の状況を十分調査し、工事中及び将来問題となる事項のないよう設計に配慮すること。
- f. 関係法令を遵守し、関係官公庁及び各事業者等と十分打ち合わせを行い、その内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うこと。
- g. 関係法令を遵守し、関係官公庁及び各事業者等と十分打ち合わせを行い、その内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うこと。
- h. 建築基準法等関係法令上必要となる計算等は図面上に記載すること。
- i. 特殊な工法等について

受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等（以下「特殊な工法等」という。）を採用しようとする場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。（「共通仕様書」3.3 2.）

この場合、特殊な工法等を採用する理由並びに価格及びライフサイクルコストの比較その他調査職員の指示による資料を提出すること。

なお、特殊な工法等の製造者等は原則として3者以上であること。また、計算等が製造者等ごとにそれぞれ必要となる場合は、原則として3者以上について設計図を作成し計算等を行うこと。

(2) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行う。

各打ち合わせ記録は、書面にして調査職員に提出すること。

- a. 業務着手時
- b. 施工計画の検討
- c. その他調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

4. 成果物の提出場所

黒潮町役場企画調整室

5. その他

- (1) 調査職員との連絡を密にし、打ち合わせを行った後に作業に取り掛かること。
- (2) 受注者は、委託業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。

Ⅲ 業務仕様

1. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

実施設計

建築(意匠・構造)実施設計

電気設備実施設計

機械設備実施設計

(2) 追加業務

建築積算業務

電気設備積算業務

機械設備積算業務

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 建築	(	年版等	)
建築工事設計図書作成基準	(	H28	)
建築設計基準	(	H26	)
建築工事標準詳細図	(	H28	)
公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	(	H28	)
公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	(	H28	)
公共建築木造工事標準仕様書	(	H28	)
建築物解体工事共通仕様書	(	H24	)
木造計画・設計基準	(	H29	)
b. 建築積算			
公共建築工事積算基準	(	H28.12	)
公共建築数量積算基準	(	H29	)
公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)	(	H24	)
公共建築設備数量積算基準	(	H 1 3	)
公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)	(	H24	)

2. 成果物

成 果 物		縮 尺	摘 要
一 般 業 務	● 意匠 ・仕様書 ・仕様概要書 ・仕上表 ・面積表及び求積図 ・敷地案内図 ・配置図 ・平面図(各階) ・断面図 ・立面図(各面) ・矩形図 ・展開図 ・天井伏図 ・平面詳細図 ・断面詳細図 ・部分詳細図 ・建具表 ・外構図 ・電気設備図 ・機械設備図	1/200 1/100～1/200 1/100～1/200 1/100～1/200 1/100 1/20～1/50 1/50 1/50～1/200 1/20～1/50 1/20～1/50 適宜 1/20～1/50 1/50～1/200 1/100 1/100	
	● 構造 (ア) 伏図 (イ) 軸組図 (ウ) 各部断面図 (エ) 標準詳細図 (オ) 各部詳細図	1/100～1/200 1/100～1/200 1/20～1/50 1/20～1/50 1/20～1/50	
追 加 業 務	意匠・構造 ・建築工事積算数量算出書 ・建築工事積算数量調書 (内訳明細書) 〈作成手法〉 エクセル ・各種技術資料		

3. 提出部数等

※工事は分割して発注する場合があるので、成果物の提出に先立ち、提出部数について調査職員と協議を行うこと。

成 果 物		部 数	摘 要
a. 設計図書			
	・CADデータ ・エクセルデータ(内訳明細書) ・PDFデータ	1	原則としてCD-Rで提出する。データ形式は、[JWW形式]とし、他の形式により提出する場合はJW_CADで読込が可能な形式とすること。なお他の形式で提出する場合は、元データとの整合性を取る。図面・内訳書データについてはPDF形式に変換したものも提出すること。
	・2つ折り製本	2	設計原図サイズ(A3)のまま2つ折り製本したもの
	・平綴じ図面	2	A3判(各図面に建築士法第20条第1項の規定による記名及び押印を行い、左綴じ合わせとしたもの)
b. 資料			
	・工事積算数量算出書	1	
	・工事積算数量調書(内訳明細書)	1	電子データ共
	・見積書(3社以上)	1	比較表共
	・打合せ記録簿	1	
	・耐震診断書		一般診断法、精密診断法
	・工事工程案	1	

建築工事監理委託業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称（令和4年度集落活動センターであいの里蜷川プレハブ冷蔵庫整備設計監理委託業務）

2. 対象施設概要

この工事監理業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は、以下のとおりとする。

(1) 対象施設名称	(集落活動センターであいの里蜷川)
(2) 施設の場所	(黒潮町蜷川)
(3) 施設用途	(集落活動センター)
[平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第 12 号 第 1 類とする]	
全体計画予定額	主 体 工 事 5,700 千円
(消費税抜き)	設 備 工 事 千円
	合 計 5,700 千円

3. 対象工事の概要

この工事監理業務の対象工事の名称、工期及び請負契約概要は、別表1のとおりとする。

II 業務仕様

契約書の規定による工事監理業務委託仕様書（別冊の仕様書）は別添の建築工事監理業務委託共通仕様書とする。（以下「共通仕様書」という。）

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、□印の付いたものについては、■印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、下記の資格要件を有する管理技術者及び担当技術者（管理技術者の指導及び管理のもとで、建築、電気設備、機械設備、構造の各区分毎の専門業務を行う技術者をいう。）を適切に配置した体制とする。

(1) 管理技術者

管理技術者については、下記のいずれかの要件を満たす者とする。また、設計内容を的確に把握するとともに、工事監理についての高度な技術能力及び経験を有する

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士であること
- 建築士法（昭和25年法律第202号）による二級建築士であること
- 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士であること
- 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士であること
- （□ 建築 □ 電気 □ 機械設備）工事共通仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有することとし、経験年数は下記によること
 - 13年以上
 - 8年以上
 - 5年以上

(2) 担当技術者

担当技術者は、原則として、下記の各担当名に■が記された担当技術者を配置することとし、下記の要件を満たす者とする。ただし、管理技術者及び各担当技術者のいずれかが兼任する場合は、管理技術者の要件を満たしていればよいものとする。（構造担当が他の技術者と兼任する場合を除く。）

なお、下記の要件において、「実務経験」とは、各分野における工事監理、設計、施工管理

■ 建築担当（管理技術者との兼任（■可 □不可））

下記■のいずれかを満たすものとする。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士であること
- 建築士法（昭和25年法律第202号）による二級建築士であること
- 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士であること
- 13年以上の実務経験を有すること
- 8年以上の実務経験を有すること
- 5年以上の実務経験を有すること

■ 電気設備担当（管理技術者との兼任（■可 □不可））

下記■のいずれかを満たすものとする。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による設備設計一級建築士であること
- 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士であること
- 13年以上の実務経験を有すること

- ☐ 8年以上の実務経験を有すること
- ☒ 5年以上の実務経験を有すること
- 機械設備担当 (管理技術者との兼任 (■可 □不可))
 - 下記■のいずれかを満たすものとする。
 - 建築士法(昭和25年法律第202号)による設備設計一級建築士であること
 - 建築士法(昭和25年法律第202号)による建築設備士であること
 - ☐ 13年以上の実務経験を有すること
 - ☐ 8年以上の実務経験を有すること
 - 5年以上の実務経験を有すること
- 構造担当 (管理技術者との兼任 (■可 □不可))
 - 下記■のいずれかを満たすものとする。
 - ☐ 建築士法(昭和25年法律第202号)による構造設計一級建築士であること
 - ☐ 8年以上の実務経験を有すること
 - ☐ 5年以上の実務経験を有すること
 - ☐

上記に加え、担当技術者は設計図書的设计内容を的確に判断するとともに、工事監理についての技術能力を有し、原則として、当該担当の各部門に応じた工事共通仕様書(国土交通省大臣官房営繕部)又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事建築、電気設備、機械設備、構造の各担当の兼任

- ・ 建築担当と電気設備担当の兼任 (■可 □不可)
- ・ 建築担当と機械設備担当の兼任 (■可 □不可)
- ・ 電気設備担当と機械設備担当の兼任 (■可 □不可)
- ・ 建築担当と構造担当の兼任 (■可 □不可)

3. 工事監理業務の内容

- (1) 一般業務は共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定した項目の他、以下の特記による。各項目に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査

a. 工事監理に関する業務

1) 設計内容を把握し請負業者等に正確に伝えるための業務

- ① 設計図書の検討
- ② 請負者等との打合せ
 - 設計図書について請負者等より疑義があった場合、請負者等と十分に調整の上、調査職員と協議する。
- ③ 図面等の作成
 - 図面等の作成とは、設計図書の内容を請負者等に技術的な観点から補足し、伝達するための詳細図等の作成に限る。

2) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

- ① 施工図の検討及び報告
 - 検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。
 - ☐ 総合図の検討
- ② 模型、材料及び仕上げ見本の検討
 - ア 模型等の検討
 - イ 材料及び仕上げ見本等の検討
- ③ 建築設備の機械器具の検討

3) 工事の確認及び報告

- ① 工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認
 - 設計図書に定めのある方法による確認のほか、立会い確認(自ら工事現場に臨み、目視や計測等の方法により工事を確認することをいう。)又は書類確認(工事施工者から提出される品質管理記録等を確認することにより工事を確認することをいう。)のいずれかの方法、又は両方を併用し、「工事監理ガイドライン」(平成21年9月1日国土交通省住宅局策定)により、対象工事に応じた合理的方法により確認を行うこととする。
 - なお、次に掲げる工事の確認は、原則として立会い確認によるものとするが、対象工事の特性や施工実績等を考慮し、調査職員との協議により、合理的(建築主体)

- スリーブ、ダイヤコア抜きにあたっての鉄筋探査、墨出し及び鉄筋切断の有無について全数確認

- 土工事、地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事及び鉄骨工事

…別表2「立会い確認項目一覧表」による

- ☐ 防火区画部分の区画確認
- ☐ 外壁吹付下地・防水下地の確認
- ☐ 器具・家具類の固定状況
- 枠付鉄骨ブレース加工確認（工場検査）
- 補強部材と既存躯体の接合部分の施工確認及び検査立会い（あと施工アンカー、グラウト充填、現場溶接他）
- 外壁改修における下地処理完了時の現地確認

（電気設備）

- スリーブ、ダイヤコア抜きにあたっての鉄筋探査、墨出し及び鉄筋切断の有無について全数確認
- スリーブ、ダイヤコア抜きにあたっての鉄筋切断の有無について全数確認
- 配管・配線の布設状態の確認（埋設、防火区画処理、貫通、隠蔽部）
- 盤の据付確認（支持・固定状況、耐震処理）
- 主要資材の搬入時（検認）
- 機器・機材の取付確認（アンカーボルト、支持材、耐震処理）及び機能確認
- 各種測定・検査（絶縁、接地抵抗等・消防検査等）
- 停電等を伴う、重要作業時
- 盤類及び特殊製作品の工場検査
- ☐ 区画貫通部処理の確認（防火及び防水処理他）

（機械設備）

- スリーブ、ダイヤコア抜きにあたっての鉄筋探査、墨出し及び鉄筋切断の有無について全数確認
- 配管及びダクト類施工の使用材料、施工方法の確認（支持、固定、接合、勾配、水圧テスト、保温他）
- ☐ 主要資材の搬入時（検認）
- ☐ 各種測定・検査（消防検査等）
- 区画貫通部処理の確認（防火及び防水処理他）
- 機器、器具等の据付状況の確認
- 機器設置後の試運転調整、測定値の確認（報告書の提出他）

②確認事項の報告

確認した事項は、「工事監理業務月報」及び「工事監理業務日報」に内容を記載し、月ごとにとりまとめ、翌月5日までに調査職員に報告する。

なお、別表2の内容については、立会い確認を行った事項、書類確認を行った事項、確認を行っていない事項を記録して提出すること。

4) 工事監理業務完了手続き

①業務報告書等の提出

b. 工事の契約及び指導監督に関する業務

1) 施工計画を確認又は検討する業務

- ①実施工程表を検討する業務
- ②施工計画書を確認する業務
- ③品質計画を検討する業務

（2） その他業務は、以下に示す項目とする。各項目に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

■ 設計変更の補助に関する業務

工事に伴い設計変更が必要になった場合、変更内容がわかる図面及び積算数量調書を作成し、調査職員に報告する。

■ 関連工事の調整に関する業務

工事が複数の請負者に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて請負者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。

■ 施工計画書等の特別の検討・助言に関する業務

現場、製作工場などにおける特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的観点から検討し、請負者に対し助言すべき事項を調査職員に報告す

■ 完成図の確認

- 1) 設計図書の定めにより請負者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を調査職員に報告する。
- 2) 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、請負者に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。

■ 設計意図の伝達に関する業務

- 1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を行う。
- 2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等を行う。

4. 業務の実施

(1) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

- | | |
|--------------------------|--------------|
| a. 共通 | (年 版 等) |
| ■ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 | (平成25年版) |
| ■ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | (平成8年版) |
| ■ 公共建築工事積算基準 | (平成28年版) |
| □ 官庁施設の環境保全性基準 | (平成29年改定版) |
| □ 高知県ひとにやさしいまちづくり条例 | (高知県) |
| ■ 対象工事の設計図書 | ■ 支給 |
| | |
| b. 建築 | (年 版 等) |
| ■ 建築工事設計図書作成基準 | (平成28年版) |
| □ 敷地調査共通仕様書 | (平成27年版) |
| ■ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） | (平成28年版) |
| ■ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） | (平成28年版) |
| ■ 建築工事監理指針 | (平成28年版) |
| ■ 建築改修工事監理指針 | (平成28年版) |
| □ 公共建築木造工事標準仕様書 | (平成28年版) |
| □ 建築物解体工事共通仕様書 | (平成24年版) |
| ■ 建築設計基準 | (平成26年版) |
| ■ 建築構造設計基準 | (平成30年版) |
| □ 木造計画・設計基準 | (平成29年版) |
| □ 擁壁設計標準図 | (平成12年版) |
| ■ 建築工事標準詳細図 | (平成28年版) |
| □ 構内舗装・排水設計基準 | (平成27年版) |
| ■ 建築数量積算基準・同解説 | (建築積算研究会) |
| ■ 建築工事内訳書標準書式 | (建築積算研究会) |
| | |
| c. 設備 | |
| ■ 建築設備計画基準及び同要領 | (平成30年版) |
| ■ 建築設備設計基準及び同要領 | (平成30年版) |
| ■ 電気設備工事設計基準 | (高知県) |
| ■ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） | (平成28年版) |
| ■ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） | (平成28年版) |
| ■ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） | (平成28年版) |
| ■ 電気設備工事監理指針 | (平成28年版) |
| ■ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） | (平成28年版) |
| ■ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） | (平成28年版) |
| ■ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） | (平成28年版) |
| ■ 機械設備工事監理指針 | (平成28年版) |
| ■ 建築設備設計計算書作成の手引き | (平成27年版) |
| ■ 建築設備耐震設計・施工指針 | (2014年版) |
| ■ 機械設備工事設計上の申し合わせ | (高知県) |
| ■ 機械設備工事施工要領 | (高知県) |
| ■ 建築設備数量積算基準 | (建築積算研究会) |
| ■ 建築設備工事内訳書作成標準書式 | (建築積算研究会) |
| □ 雨水利用・排水再利用設備計画基準 | (平成28年版) |

(2) 打合せ及び記録

- a. 調査職員と受注者との打合せについては、次の時期に行う。
 - 1) 業務着手時
 - 2) 業務計画書に定める時期
 - 3) 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
 - 4) その他 ()
- b. 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、請負者等と定期的にかつ密接に連絡を取り、施工状況について把握しなければならない。

(3) 業務計画書

業務計画書に対する記載事項については、以下のとおりとする。

- a. 業務一般事項
 - 1) 業務の目的
 - 2) 業務計画書の適用範囲
 - 3) 業務計画書の適用法令
 - 4) 業務計画書の適用基準類
 - 5) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法業務の目的、本計画書の適用範囲・適用法令・適用基準額、並びに本計画書に、内容変更の必要が生じた場合の処置方法を把握した上で、その内容を記載する。
- b. 業務工程計画
対象工事の実施工程との整合を図るため、請負者等から提出された工事の実施工程表の内容を十分把握のうえ、「業務工程表」に必要事項を記載する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。
- c. 業務体制
 - 1) 受注者側の管理体制
「受注者管理体制系統図」を記載する。
 - 2) 業務運営計画
受注者が現場定例会に参加する場合は、現場定例会開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項）を記載する。現場定例会議に参加しない場合は、受注者が請負者等と施工状況の確認のため密接に連絡をとる方法について記載する。
 - 3) 管理技術者等の経歴
管理技術者及び主任技術者の経歴を記載する。
 - 4) 業務フロー
調査職員により指示された内容のフローとする。調査職員により当該部分の写しを受け取り、内容を把握の上、添付する。
- d. 業務方針
仕様書に定められた工事監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。受注者として特に重点を置いて実施する業務等についても記載する。

(4) 関係官公庁への手続き等

関係官公庁への手続き等については、建築基準法等の法令に基づく官公庁等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し調査職員に提出し、また検査に立ち会う。

(5) 検査

- a. 「業務完了届」、又は会計年度の出来高予定額が完了した場合は「出来高検査請求書」に必要事項を記載する。
- b. 業務報告書については、以下の構成とする。
 - 月間業務計画表
 - 月間業務実施表
請負者等が作成した実施工程表を踏まえ、月間の業務計画を立て、「様式3 月間業務計画・実施表」に必要事項を記載する。その後の業務の進捗に伴い、業務の実施状況について「様式3 月間業務計画・実施表」に必要事項を記載する。
 - 報告書
請負者等が提出した協議書並びに施工図等の検討資料に対し、必要事項を詳細に記載するとともに「様式1 報告書・提案書」に請負者等に対し報告すべき事項及び提案事項の指示内容が記載された指示書、受注者と調査職員との間の協議内容が記載された協議書についても添付することとする。

■ 打合せ議事録

調査職員及び請負者等との打合せ結果について、「様式 2 打合せ記録簿」に必要な事項を記載する。

■ 月 報

「様式 4 工事監理業務月報」に、主要な月間業務実施内容について、各業務内容毎に簡潔に記載する。

■ 日 報

「様式 5 工事監理業務日報」に、日々の業務内容について、簡潔に記載する。

- (6) 業務が完了、又は会計年度の出来高予定額が完了した場合の提出書類等
次に掲げる書類等の提出場所 (土木部建築課)

成 果 物	部 数	摘 要
a. 提出書類		
■ 業務計画書	1	
■ 業務報告書	1	
報告書・提案書 打合せ記録簿 月間業務実施表 工事監理業務月報 工事監理業務日報		様式 1 様式 2 様式 3 様式 4 様式 5
■ 監理写真	1	A 4 版、現場立会い写真等
b. その他		
☐ その他必要な書類等	1	調査職員との打合せによる
☐		
☐		
c. 資料		
☐		
☐		
☐		

- (7) その他

a. 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、黒潮町個人情報保護条例を守らなければならない。

(参考) 黒潮町個人情報保護条例

https://www.town.kuroshio.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r256RG00000045.html

b. 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

c. ☐ 建築士法第22条の3の3に定める記載事項の届出

本業務の落札者は、建築士法第22条の3の3に定める記載事項を、別添の「建築士法第22条の3の3による記載事項(変更)届出書」により契約時に発注者へ届け出ること。変更が生じた場合についても同様とする。

(※ 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る業務又は増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに係る業務で当該部分の面積が300㎡を超える業務が適用対象。)

別表 1

対象工事の概要

工事監理業務の対象工事の名称、工事日数（期限）及び請負契約概要は以下のとおり。
詳細は別添設計図書による。

1.

（1）工事名称 令和4年度集落活動センターであいの里蜷川プレハブ冷蔵庫整備工事

受注者 住 所 未定

氏 名 未定

請負金額 未定

契約日 未定

工事日数 - 日間、又は工事期限： 令和4年10月31日
- （2）工事名称
- 受注者 住 所 未定
- 氏 名 未定
- 請負金額 未定
- 契約日 未定
- 工事日数 日間、又は工事期限： 令和 年 月 日迄